

令和元年 第2回定例会  
産業厚生常任委員会会議録

長 与 町 議 会

令和元年第2回長与町議会定例会産業厚生常任委員会会議録（第1日目）

本日の会議 令和元年 6月10日

招集場所 長与町議会議場（第2委員会室）

出席委員

委員 長	中村 美穂	副委員 長	竹中 悟
委員	松林 敏	委員	安部 都
委員	岩永 政則	委員	堤 理志
委員	吉岡 清彦		

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議事課長 富永 正彦

説明のため出席した者

建設産業部長 日名子 達也

(産業振興課)

課長 川内 佳代子

課長補佐 久松 勝

係長 山口 亮

住民福祉部長 中嶋 敏純

住民福祉部理事 栗山 浩二

(住民環境課)

課長補佐 長谷 裕志

係長 池田 麻夢

(福祉課)

課長 細田 愛二

課長補佐 山口 聡一朗

係長 江口 美和子

(こども政策課)

課長 村田 ゆかり

課長補佐 北野 靖之

水道局長 濱 伸二

(水道課)

課長 渡部 守史

課長補佐 小林 純子

課長補佐 高橋 庸輔

本日の委員会に付した案件

- 議案第29号 長与町森林環境譲与税基金条例
- 議案第30号 長与町印鑑条例の一部を改正する条例
- 議案第31号 長与町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第32号 長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する  
条例
- 議案第49号 長与町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第55号 長与町水道給水条例の一部を改正する条例

開 会 10時26分

閉 会 14時01分

### ○委員長（中村美穂委員）

皆さんおはようございます。少し時間が早いようですが定足数に達しておりますので、本日の産業厚生常任委員会を開会します。産業厚生委員会、新たなメンバーで構成されました。2年間この体制でいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、令和元年第2回定例会本会議におきまして本常任委員会に付託を受けました議案第29号長与町森林環境譲与税基金条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

川内課長。

### ○産業振興課長（川内佳代子君）

おはようございます。議案第29号長与町森林環境譲与税基金条例につきまして提案理由を申し上げます。本条例は平成31年4月1日に、国において森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行され、市町村へ森林環境譲与税が譲与されることに伴いまして、森林整備に関する施策等を十分に検討できる時間等を確保することに加え、事業を効率的に行うことを目的といたしまして、長与町森林環境譲与税基金条例を新たに定めるものでございます。第1条では設置の目的を制定しております。第2条では基金の積み立てる額を規定しております。第3条では基金の管理について、第4条では運用益の処理について規定をしております。第5条では積み立てた基金の処分について、第6条では委任について規定したものでございます。附則につきましては、この条例が公布の日から施行されることを記させていただいております。

それでは、この森林環境譲与税につきまして資料の方を配付させていただいておりますので、こちらの資料の説明に移らせていただきます。まず1ページになります。こちらの方に書かれております森林経営管理法の概要につきましては、森林環境譲与税の中で出てきます森林の整備につきまして、これまで森林施策では対応できなかった森林整備等に資するものということで、新たな森林管理システムを構築するために森林経営管理法が平成31年4月1日に施行されたことを示されております。この分につきましては、これまでは森林所有者が自ら管理をする、もしくは森林所有者が自ら経営委託をする方法だったものにつきまして、森林経営が行われていない森林につきまして、今後どのように管理したいかを森林所有者に意向調査をまず掛けまして、町に委託をしたいと言われた森林につきましては町の方で森林の経営、もしくは森林経営に向かないものにつきましては自然の森林の方に戻すというような計画をできるということになっております。こちらの方での森林というのが、森林経営というふうになりますので、植えて育て、あとは収穫とかをされる経営の分になりまして、対象が私有林、人工林の森林整備というものが対象になるということになっております。

続きまして2ページ目をお開きください。こちらにつきましては、今回の森林環境税の創設に至った背景といたしまして、平成30年1月24日衆議院本会議の方で内閣総理大臣が、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための地方財源

を安定的に確保する観点から、森林関連法令の見直しを踏まえまして、平成31年度税制改正において、森林環境税及び森林環境譲与税の創設を答弁した内容になります。こちらの方の平成30年度税制改正大綱におきまして、森林環境譲与税に関する使途及び使途の公表、こちらについてもきちんと公表することということで示されております。また、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が4月の1日に施行されましたが、法の中の第34条1項にも、市町村は譲与を受けた森林環境譲与税の総額を、次に掲げる施策に要する費用に充てなければならないとされておりまして、こちらに書いてありますとおり森林整備に関する施策もしくは森林の整備を担う人材の育成及び確保、森林に有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進、その他森林整備の促進に関する施策に使いなさいということを明文化されているものでございます。これまでの森林施策では対応できなかった森林整備に資するものということが、衆議院農林水産委員会の付託決議等でもされておりまして、1番下の段になりますが、森林管理システムを構築するための森林経営管理法というものが、平成31年4月1日に、こちらの付託決議ということで、4月1日に施行されるものになっております。

続きまして3ページになります。こちらの3ページの方には、森林環境税と森林環境譲与税の仕組みが載っております。ここに示されますように、国の交付税及び譲与税、配付金、特別会計において国税として徴収される森林環境税と森林整備等の財源として市町や県に交付する譲与税の2つから構成されており、税の徴収につきましては令和6年度からでございますが、譲与税の譲与につきましては、平成31年4月1日に施行されております。譲与税の譲与額につきましては、次のページ、4ページになります。4ページの方に、譲与税の額の方が示されておりますが、国の予算に沿った県市町に対する譲与割合及び基準によって計算をされておりまして、本来は法の中で市町村が9割、県が1割の譲与になっておりますが、経過措置といたしまして市町村が8割、県が2割というふうになっております。この市町村分8割というものにつきまして、私有林人口林面積の分を8割の10分の5、林業就業者数を10分の2、人口を10分の3をいう割合で配分をいたしまして、それを全国の私有林人工林面積、林業就業者数、人口等で、それぞれの市町村で按分をいたしまして譲与の金額というのが決定になっております。長与町の譲与の金額といたしましては5ページにありまして、長与町が188万、今年度2回に分けて9月と3月に入ってまいります、188万が譲与されるというふうになっております。このように計算されて毎年譲与される譲与税でございますので、先に御説明をさせていただきましたとおり、市町村が譲与を受けた森林環境譲与税の総額を、全ての額を費用に充てなければならないとされておりまして、法で定められた使途どおりに執行するとともに、公表すべき使途の実績を分かりやすく把握することが必要となります。また、森林所有者へ意向調査を行い、町が森林整備を行うこととなる森林所有者の把握に時間を要することや、その他森林教育など、別の使途に使用できないかなどの十分な検討時間を取ることができることから、今回、長与町の長与町

森林環境譲与税基金条例を制定するものでございます。以上が説明になります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○委員長（中村美穂委員）**

提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
安部委員。

**○委員（安部都委員）**

説明を今受けたんですが、この森林所有者、今のくらいの方が持ってらっしゃるのかというのと、ヘクタールを教えていただきたいのと、それから、あと後継者がいなくて、自分で自ら手放そうというような、町の方に委託するというようなところで、今分かってる範囲で教えていただければと思います。

**○委員長（中村美穂委員）**

川内課長。

**○産業振興課長（川内佳代子君）**

こちらの譲与税に対応される私有林人工林の面積といたしましては、5ページに書いてあります242.13ヘクタール、こちらの方が対象というふうなことになっております。あと森林の所有者、こちらの方の制度を使ってというような意向をお持ちの方につきましては、今から意向調査の方を掛けてまいりますので、今から譲与税を使って意向調査を掛けて把握をしたあと、森林の整備を行わなければいけないところに関しては、町の方が整備を行っていくというようなことになってまいります。以上になります。

**○委員長（中村美穂委員）**

ほかに質疑はありませんか。  
堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

ちょっと理解したいのでお伺いしますが、先程いただきました資料の3ページのフロー図がありますよね。交付税及び譲与税配付金特別会計の流れなんですけど、国から市町村に下りてくる矢印のところ、市町村が間伐、人材育成、担い手確保、木材利用促進普及啓発等に要する部分のところに対する、これをやるための基金という考え方なんですよね。直でもうこの絵では基金という言葉が出てこないんですが、要するに、こういった市町村が事業をするための基金の条例というふうな理解でよろしいでしょうか。

**○委員長（中村美穂委員）**

川内課長。

**○産業振興課長（川内佳代子君）**

国の方から譲与税という形で譲与をされます。その分につきまして、長与町は基金の方を創設いたしまして、基金の方に一度積み立てを行うという処理をしたいと思っております。あと、先程申し上げましたように国の法律で用途が明確化されておまして、こちらに書いてある間伐、人材育成、担い手確保、木材利用促進、普及啓発等に使うた

めの費用として基金の方に積み立てるということになります。以上になります。

○委員長（中村美穂委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

先程、御説明の中で今後の施策を検討する時間というか、猶予云々というお話がございましたが、今現在町としては、いきなり即こういう事業を実施するんじゃないで、計画なりを立てるということかなと思うんですが、大体どのくらいの日数、年限をかけて計画を立てるといようなことは、何か想定されてるのがあればお聞かせをいただきたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

お答えいたします。先程の課長の答弁の中で私有林人工林面積が242ヘクタールほどあるという話をしたと思うんですが、そのうち森林組合等が既に森林経営計画というのを立てまして、各個人と委託契約を交わして何年以内で間伐をしていきますよという計画を立てている面積もございまして、それが約92ヘクタールほどございまして、それを差し引くと大体149ヘクタールほどの人工林が手つかずの人工林になっております。そこを15年以内で意向調査を掛けていくようにというふうに国の方から指示が出ております。今年度1か所、既に意向調査のモデル地区として計画している地区がございまして、そのモデル地区の検証を経まして、15年以内に全ての長与町内の森林の意向調査というのを終わらせていきたいと考えております。

○委員長（中村美穂委員）

よろしいですか。他に質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

条例の第3条2項で「最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる」とありますが、現在想定されている有価証券というのは、どういったものなのか。

○委員長（中村美穂委員）

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

お答えいたします。現在のところ受け入れにつきましては、会計管理者との協議を行っていきたくお思っておりまして、きちんとした有利な有価証券については、まだ検討段階ということになっています。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

よろしいですか。他に質疑はありませんか。

岩永委員。

**○委員（岩永政則委員）**

今回は、国からの譲与税が来たものを基金に積み立てて、そしてそれを必要なときに取り崩して活用するという、活用する以前の積み立ての条例を制定するというのが、今回の趣旨であるわけなんです。必要なときの処分事項が他の条例と同じように5条でしておりますから、いざ事業を実施する場合は処分をして、一般会計に当然組み入れて、補正なり当初予算で組んで、それを活用すると、こういうシステムになっているのが基金条例であるわけですね。そこで質問しますが、今年の188万円は積み立ててしまうということなんです。毎年どのくらい来るのかなと思っていましたが、この表からいきますと何百万という金になるんですが、事業の実施をいつからしようと考えているのか、差し当たりは基金を作るとことは十分分かりますが、間伐など、そういうものをいつからこれを活用してやろうとしているのかをお聞かせいただきたいと思います。

**○委員長（中村美穂委員）**

山口係長。

**○係長（山口亮君）**

基金の活用をいつ始めるかということに関しましてですが、今年度、まず1地区でモデル地区を設けまして森林経営管理の意向調査を行います。その意向調査に関しましては、例えば公民館などに山林の地権者を集めまして、森林経営を今後どうしていくかというような説明をした上で調査をかけていきますので、今年度の時点では費用というものは発生いたしません。その上で、意向調査を受けて、もう町の方に経営管理を委託しますという結論に至りましたら、町の方で二つに仕分けをさせていただくんですが、ある程度森林経営として成り立つ森林に関しましては、林業公社や森林組合などに経営管理を町の方から再委託をします。経営管理がもう成り立たないような森林に関しては町の方で経営管理をしていくという形になります。そうした町の方で経営管理をする森林が出てきたときに間伐などの費用が当然発生してきますので、そういったことに森林環境譲与税を使うという形になってこようかと思います。ちなみに、林業公社等に経営を再委託するの時期ですが、県の方で、意欲と能力のある林業業者というのを、今年度かけまして募集をかけていきます。ですので早くても来年度以降にそういった業者が出てまいりますので、今年度に関しましては、意向調査のみということになります。

以上です。

**○委員長（中村美穂委員）**

岩永委員。

**○委員（岩永政則委員）**

もう1点、現在、分収林契約地が町内には結構ありますが、この分収林契約地の場合に何年か1回、間伐をしているわけです。私も呼ばれまして4、5年前に直接間伐の作業をしました。チェーンソーを持って行ってした経験があるんですが、その状況を見ますと、根っこから切って、もうそのままなんです。本来はできるだけ短く切って積み



上げて、きれいな整備をしていくのが本当なんですけど、倒して2本ぐらいに切るぐらいで、そのまま放置というような状況で、全く素人の人たちが行くわけですから、おばちゃんたちがですね。切らないよりは切った方がいいんですけどね、光が入りますから。そのまま放置をして腐れるのを待つぐらいのものなんです。もう少し町も、こういうものを活用しながら、間伐は何なのかから、いろいろ指導して、それに対する費用は掛かるわけですが、油代とか、それぞれ掛かるわけで、そういうものを援助してあげて、間伐と書いてあるように間伐の推進は強力にしていかないと、9対1で分収林契約を結びながら、もう何十年もなりますね。ところが活用林になっているのかといたしますと、非常に見られたものじゃないような状況もあるわけですから、その辺りはもう少しが活用できるものがあれば、特に分収林契約地については、町も販売したら金になるわけですので、できるだけ国内産の活用ということも含めて活用できるような、そういう意味の間伐を指導していくべきだというふうに思いますけども、その点どう考えてますか。

○委員長（中村美穂委員）

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

お答えいたします。その間伐材につきましてでございますが、この森林環境譲与税の使い道につきましても間伐、あとは人材育成、木材の利用促進等も入っておりますので、この譲与税の使途を基に、長与町においても間伐された木材等の使用について研究をしていければとは思っております。以上になります。

○委員長（中村美穂委員）

堤議員。

○委員（堤理志委員）

今回の対象が主に人工林だというふうに聞いてるんですが、まず基本的に町内で考えられる木の種類、樹種というものは、大体どういう樹種になるのか。いかがでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

ヒノキやスギあたりが対象の森林となります。

○委員長（中村美穂委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

見渡してみると、恐らくヒノキよりスギが圧倒的に多いのかなという気がするんですが、通常、建築などに利用するとき、見える部分に使う分については、枝打ちをして節などが出ないように手入れされたものが、一般的にいい値段で取り引きされるのかなと思うんですが、現在ずっと手入れされていなくて、枝がずっと張ってしまっていると、製材したときに、要するに節がずっとできるわけですよ。そうなりますと、例えば、

見えない胴縁や根太など、そういった部分には利用されるかもしれないんですが、あまり高値で取り引きができないというふうになると、経営的にうまくいくのかなという心配があるんですが、その辺りは、まだ先のことなのでちょっと難しいかもしれないんですが、そういった懸念というのはないものなのか。

○委員長（中村美穂委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

お答えいたします。森林の用途につきましては、だいぶ以前より広がってきておりまして、最近では木質バイオマス発電の燃料材としての利用も拡大しております。木材自給率につきましても、2017年の木材自給率が7年連続上昇しております。36.2%とかなり上がってきているような状況でございます。森林の伐採の時期が、大体55年を過ぎた辺りが1番その適齢期となりますので、そういった55年を過ぎた森林が、全国でいうと5割ぐらいのシェアを占めてきておりますので、そういった森林をどんどん間伐して活用していこうというような趣旨となっております。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第29号長与町森林環境譲与税基金条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。それでは議案第30号長与町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題にいたします。本案について提案理由の説明を求めます。栗山理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

提案理由について御説明をさせていただきます。今回、印鑑条例の改正案を提出させていただいた理由といたしましては、来年1月よりコンビニ交付を実施することの御承認をいただき、それに合わせて交付業務の開始前からマイナンバーカードの取得の啓発と印鑑登録証の取り扱い等の周知を行う必要があるため、今回、改正案を提出させてい

ただいているものです。さらに自動交付機の修理保守等の関係がございまして、今メーカー側と協議をいたしておりますが、自動交付機の修理、保守などが確実にできない場合については来年3月をもって終了すること及び修理、保守が適正にできるということであれば終了時期を遅らせるといいますか、並行稼働期間を少し伸ばすというふうなことでありまして、終了時期が現時点で不確定であることから、公布から2年という附則により、7条の改正規定と13条の第3項を削る時期を規則で定める日から施行するというような措置を取らせていただくものでございます。以上でございます。

**○委員長（中村美穂委員）**

以上で提案理由の説明が終わりました。これから質疑行います。質疑はありませんか。安部委員。

**○委員（安部都委員）**

コンビニでの印鑑登録証の交付ですが、マイナンバーカードを見せて交付をされることになろうと思うんですが、まずはマイナンバーカードの登録されてない方もたくさんいらっしゃるよ。それで、例えばマイナンバーカードに対する安全性ですよ、そういったところで、例えば紛失したなどなったときに、その辺りの安全性というか、誰が担保を持つのか、責任ですよ。どうやって取得された方は、実際役場に持ってくるのか、その辺りが不透明なところがありますので、誰がどのように印鑑登録証明の交付に当たっての責任はあるんでしょうか。

**○委員長（中村美穂委員）**

安部委員、すみません。今の質問の趣旨ですがマイナンバーカードを紛失した場合は、誰が責任を負うのかということでしょうか。それとも、そのマイナンバーカード無くした場合、どうするのかっていうことなんでしょうか。マイナンバーカードの紛失等による安全性の担保ができていのかどうかということでしょうか。ちょっとよろしいですか、コンビニ交付に至ってマイナンバーカードが必要なわけなんです、そのマイナンバーカードの安全性について、また、もし紛失した場合には再発行等ができるのかどうか、そういったものについて、分かればお願いしたいんですけども。

池田係長。

**○係長（池田麻夢君）**

マイナンバーの紛失等あった場合は、御本人様が個人番号カードを発行している地方公共団体情報システム機構という所に、まず電話をしていただいて停止の処理をかけていただく形になります。もしくは、役場の方に電話をいただければ、長与町役場の方からカード管理をしている所に対して停止の処理を行う形になります。再発行につきましては窓口の方で、長与町役場の方で写真等、また本人確認をさせていただいて再発行の手続きをさせていただく形になります。

**○委員長（中村美穂委員）**

安部委員。

○委員（安部都委員）

了解しました。そうしたら、今まで持っていたものを紛失したとして停止をかける。  
そして新しいまたさらなる番号を交付をするということになるんですね。

○委員長（中村美穂委員）

池田係長。

○係長（池田麻夢君）

再発行のカードにつきましては、外で無くされたとか、盗難をされたとか、マイナンバーが不正の恐れがあると認められる場合に、本人さんが番号の変更をしてくださいという請求をした上で番号が変わる形になりますので、例えば、無くしたんだけど、家の中でどこか見つからなくなったとか、番号の変更をしなければ、同じ番号でカードが改めて作られる形になります。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

じゃあ無くしたと、危険性がある、家の中ではもちろん大丈夫ですが、外で無くして、もしかしたら誰か第三者に使われる恐れがあるとなったときには、それは警察かどこかに通報を自分でする中で、何とか機構という所に言うとか、それで変更もあり得るということですね。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

条例の議決がなければ、自動交付機は廃止できないんですか。

○委員長（中村美穂委員）

栗山理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

条例の方で、自動交付機を使って、今現在あるふれあいカードを挿入をして、暗証番号を使って印鑑証明証の交付を受けることができるというふうに印鑑条例の方で規定をしております。ですから、条例が議会の御承認をいただかないと交付をやめるとか継続すると、そういったことはできないというふうに考えております。

○委員長（中村美穂委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

第7条の括弧書きを削るわけですね。これで自動交付機によるサービスの運用を廃止するという意味なんですかね。条例改正中の中に自動交付機を廃止していくという条項はどこにもないわけで、よく見ると第7条中の個々の印鑑登録証とはという括弧書きな

んですが、当該個人が識別する磁気カードを削るわけですよね、第7条、別紙でもらっているような。これが自動交付機を中止するという根拠になるんですか。

○委員長（中村美穂委員）

栗山理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

磁気の部分に、自動交付機で交付が可能とか、取れる取れないっていうふうな識別のデータが入っております。ですから自動交付機が廃止になった場合は、この磁気部分が不要になりますので、自動交付機が廃止になった場合ですね、ですからその部分を括弧書きのところのその磁気を付したカードという条文を削るということでございます。

○委員長（中村美穂委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

今までの条例をよくよくこうずっと2、3日前から私、見ているんですが、印鑑登録をしたら、それによって印鑑登録証を交付するという意味の第7条で、ところがこの第7条は、別紙にありますように、町長は前条の規定により印鑑登録をしたときは、印鑑登録証を当該印鑑の登録を受けた者に交付するという、そういう意味の印鑑登録証とは何ですかという、普通は括弧書きでこういうものなんですよということを解説するのが普通は括弧書きなんですよ。ところが、登録証（当該個人が云々カードをいう）それは違うでしょうと、登録証というのは別紙でもらえるわけですね。それが登録証なんだと、僕は普通条例を見る限りはそう思うので、どうもそれでは自動交付機を廃止するという条項はどこに謳ってあるのかということを見ても、この条例には何も無いなというふうに思ったもので。変な聞き方ではございますが、聞いているわけです。

○委員長（中村美穂委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

池田係長。

○係長（池田麻夢君）

今回、第7条の印鑑登録証（当該個人を識別するための磁気を付したカード）の括弧書きを削除させていただいたのは、自動交付機が廃止になることで、今までは印鑑登録証を印鑑登録証とふれあいカード、ふれあいカードというのは磁気が付いたカードなんです、ふれあいカードを印鑑登録証としてみなしていたので、磁気が付いていますということを括弧書きで書いていたんですが、今回自動交付機が廃止をされることで窓口では提示をするだけになりますので、磁気を付さないもの、昔でいうとパウチされたものとか、磁気を付さなくてよくなるために後ろの括弧書きを削除させていただいています。

○委員長（中村美穂委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

もう結構です。説明がうまくいかないようですけども、削るわけですからね。削ることについては何ら異論はありませんので、その辺りはうまく削っていくと今後は逆にうまく整合とれるのかなと。そういう意味ではいいのかというふうに思っておりますのでいいとして。先程、変な聞き方をしたんですが、この条例が改正の議決が得なければ自動交付機は廃止できないのですかということ聞きまして、議決がないとできませんということをおっしゃいましたが、2、3日前に、これが非常にいいのが今度作られるようで、僕は電話帳なのかなと思ったら、町で作った品物だと、非常にいい解説してあるんです。これの40ページに、自動交付機の役場玄関前の交付については、利用時間や期間とか、いろいろ書いてあるんです。解説をしてですね。住民が見ると、そうだなと、そうでしょうねということ理解ができるから、これはいいですよ。そしたら、今月の6月号の広報をずっと見ていたら、役場正面玄関にある自動交付機につきましては、2020年3月末をもって終了を予定しています。日頃より自動交付機を御利用の皆さんには大変御迷惑をおかけしますが、御理解と御協力をいただきたい。現在お持ちのふれあいカードは自動交付機終了後も窓口で印鑑登録証明書を取得する際に必要となりますので、処分せずに大切に保管くださいという、既に議決前に全所帯に配ってあるんですよ。3月で終わりと。これはいかがなものかなと。だから7月でも来月でもよかったんじゃないのかと、切羽詰まって8月とか10月で閉めるわけではないわけで、来年の3月のことをちょうど今議案を出しておる最中にこういう原稿を投げると、これはやはり議会無視じゃないのという感じになるわけですね。この点、担当サイドで原稿を広報秘書課の方にやらなければ、広報秘書課の方では勝手には載せないというふうに思うんですよ。だから、担当サイドだけで果たして原稿を投げるのか、課長まで、あるいは部長まで載せるという決裁のもとに普通は投げていくわけですね。その辺りの連携がうまくいってなかったのかなとか、いろいろ経験上分かりますのでね、そういう感じがしていたんですが。この点、こういうものは神経をもう少し尖らせて、議決がなければ本来できないわけですので、この辺りは十分注意すべきだというふうに思いますので、その点、指摘を含めて、どういう経過で今月号に載せたのか説明をして、みんなの理解を得た方がいいんじゃないかというふうに思いますので、説明を求めたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

栗山理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

先程の印鑑登録証の件に関しては、私の方が勘違いしてた部分もあって御説明が適切にできずに申し訳ありませんでした。今の岩永委員の御提案の件ですが、本来この条例改正案については、議会の方で当然御承認をいただいたあとに、広報掲載とか町民向け

の啓発、周知を図るべきであるとは思っていたんですが、最短で来年の3月までしか周知期間が無いということで、内部でいろいろ検討した結果、コンビニ交付サービスの実施に向けて、今準備をしております。コンビニを始めますよということで、それとプラス今御指摘の3月末に終了予定ですということで掲載をさせていただいて、まずは住民の方にマイナンバーカードの取得の方の啓発、そちらの方を優先をさせていただいたために早目に掲載をさせていただいたという次第でございます。岩永委員の御指摘のところは、私どもも十分に理解をしていたんですが、周知の方を先行させてしまったという状況でございます。どうか御理解をいただければと思います。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑ありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

この印鑑登録証明証の発行をコンビニで受けるためには、マイナンバーカードを保有することが条件になってくるわけなんですけど、そこで確認ですが、マイナンバーカードの取得されている率、長与町内でどのくらいいらっしゃるのか。分かれば全国的な状況を、全国的な取得率と長与町の取得率が分かれば、お聞かせいただきたいと思っております。

○委員長（中村美穂委員）

栗山理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

本年の3月末ですが、交付件数が4,679件でございます。率にいたしましては、11.3%でございます。全国的なものについては、ちょっと今資料がございませんが、県内の本年4月末の状況でございます。県平均で11.9%でございます。高い所では佐世保市が18.6、大村市が18.0、長崎市が13.6、この3自治体はコンビニ交付を既に実施してる所であります。その他の自治体についても12～13%であったり、低い所で7.1%と、そういった状況でございます。全国の5月30日時点での人口に対する平均としては13.3%でございます。全国平均です。以上でございます。

○委員長（中村美穂委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

以前から、マイナンバー制度ができて、マイナンバーカードを発行しますよというように、政府なども啓発をされてるけれども、なかなか進まないという状況で、率直に言わせてもらおうと、これを促進するがために、例えば、印鑑登録証明証をするためにはマイナンバーカードを持ってないといけないというような、何かこうマイナンバーカードを所有する、普及させるための手段として印鑑登録証明書を、それだけじゃありませんけれども、そういうものを自治体に課しているという気がするんですが。これちょっと答えられるか分かりませんが、そういうことに自治体が動員させられているのではない

かという気がするんですが、この辺りはいかがでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

中嶋部長。

○住民福祉部長（中嶋敏純君）

御指摘のように、全国的には今申し上げましたとおり、率的には非常に低いというような10%から2割ぐらいですか、それぐらいになるんですが、国の方針としましても、これは新聞報道なんです、政府としましても6月4日なんです、今後、国民に健康保険証として、2022年度中にはほぼ全てにおいて使えるようにということで、利用開始を2021年3月から本格的に始めるというような方向性も出されているようでございますので、今後、その必要性というか、そういうこともやはり出てくるんだろうというふうに思っております。早急には、この数字がどんどん上がっていくかとは、まだ未確定な部分もございませうけど、そういう方針であるということをお報告させていただきたいと思っております。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ちょっと別の質問をさせてもらいますが、この制度のメリットとして言われているのは、いわゆる広域交付が可能になる。要するに長与にいらなくても、例えば県外にいても取得ができるというふうになるんじゃないかなと思うんですが、そうなった場合に、今現在、もう既にこの印鑑登録証の電子データ化はされていると思うんですね。自動交付機がございませうから。これは今現在、長与で管理されているのか、これがいろんな所から交付ができるようになるのとすると、そのデータそのものは長与町にあるのか。それともどこか別の所にデータが移されるものなのか、もし移されたとした場合に、やはりセキュリティ、安全性が気になるんですが、その辺りの対策等はどうなるのでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

池田係長。

○係長（池田麻夢君）

お答えいたします。印鑑登録証の印影等のデータにつきましては、長与町の方が今回、コンビニ交付サービスをクラウドシステムで構築をしておりますので、構築をしている富士ゼロックスシステムサービスのクラウド内にデータを保管をしております。コンビニ等とのやりとりについては、暗号化されたシステムで通信をさせていただきますので、そちらでセキュリティが担保されている形になります。

○委員長（中村美穂委員）

堤議員。

○委員（堤理志委員）

確認ですが、現在、富士ゼロックスのクラウドシステムにデータがあると。今後、コ



コンビニ交付になったとしても、そのデータそのものは同じクラウドにあって、そこに暗号化されたセキュリティでアクセスして取得できるから、データ自体は何ら動かないというふうな理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

池田係長。

○係長（池田麻夢君）

現在のデータについては、今、汎用システムを委託しているNBC情報システムという所にあります。コンビニ交付をするに当たって、今現在持っている所から富士ゼロックスシステムサービスのクラウド内に証明用のデータを渡して、保管をする形になっております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

コンビニ交付なんですけど、全コンビニが使えるようになるのでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

池田係長。

○係長（池田麻夢君）

コンビニが対応する場合は、コンビニ事業者がコンビニ交付システムサービスというのを導入している形になりますので、地方公共団体システム機構という所でコンビニ交付事業に参加をしていないコンビニ事業者に対しては、そこでは取れない形にはなるんですけども、今、発行可能店舗数が全国で5万4,000件という形になっております。

○委員長（中村美穂委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今の同僚議員の質疑に、私もちょっと関連して、そのサービスに加入していれば、やるだろうということですが、一定町の方で把握なさっていないのでしょうか。例えば、町内にはいろんな事業所はありますが、もう網羅しているとかしてないとかのあらかた、今後の分については別ですけども、現在町内にあるコンビニの中で、ここはどうもサービス加入してないよというような情報等々はつかんでらっしゃらないのか。

○委員長（中村美穂委員）

池田係長。

○係長（池田知奈美君）

町内にあるコンビニ、セブンイレブン、ファミリーマート、ローソンに関しては参入をしておりますので、発行可能の店舗になります。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

堤委員。

#### ○委員（堤理志委員）

私はこの議案第30号長与町印鑑条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論を行います。今回の制度改正によりまして一定広域での交付が可能になる。それから取り扱いの時間が拡大するというようなメリットがあるということについては理解するところではあります。しかし、これを利用するためにはマイナンバーカードを保有しなければならないという条件が付されるわけであります。また、今、現在役場にあります自動交付機も今後近いうちに、先程の御説明ですと利用が中止されるというふうになります。マイナンバーカードを保有することを躊躇されている住民は、先程の数字からも伺いするところでは、決して少なくない状況だというふうに思います。いろんな住民の皆さんの意見を聞くと、このマイナンバーカードは今後、例えば税とか預金があるとか、そういったものが紐づけされて、国、政府によって国民個人の情報が一元的に管理されていくのではないかと、そういう不安のもとで、なかなか、このマイナンバーカードを保有することに躊躇するという事例が多いように思っております。こうした中でこの制度を実施いたしますと、住民は必然的にコンビニ交付は使わずに、どうしてもというときには、役場の窓口で直接職員と対面方式で申請交付をするということになってくるのではないかと、そういうふうに思います。そうなりますと、極めて、住民の利便性という面から見ると、利便性が悪くなるんじゃないかということ懸念をいたします。また役場職員の負担もそれによって増加するのではないかと、そういうふうに思います。自動交付機の老朽化ということも理解できなくはありませんけれども、この最大の目的は、国がマイナンバーカードの保有率を上げるためであり、それを自治体に強いているというふうに、私は思わざるを得ません。住民、それから役場の財政、職員の負担を強いるという点で考えますと、賛成できませんので、反対をいたします。

#### ○委員長（中村美穂委員）

次に賛成討論はありませんか。

次に反対討論はありませんか。

次に賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは続けて、議案第49号長与町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

栗山理事。

**○住民福祉部理事（栗山浩二君）**

議題第49号長与町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の御説明を申し上げます。消費税率等の引き上げにつきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律による消費税率の引き上げを踏まえ、手数料に関する規定の改正を行うとともに、あわせて所要の改正を行うものであります。なお、附則といたしまして、この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第1条第2号に定める日としており、経過措置につきましては、施行日以後の納期にかかる手数料について適用し、同日前の納期に係る手数料については、なお従前の例によるものとしております。

以上でございます。

**○委員長（中村美穂委員）**

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

岩永委員。

**○委員（岩永政則委員）**

聞くところによりますと、時津町は今回、国のこの税の関係につきましては出してないというような情報をちょっと聞いておりますけども、近隣との横の連携というか、情報の共有というものは無視して、例えば私が言うのが本当であったと、出してないということであればですね。よそはよそで、うちのうちという判断かもしれませんが、近隣との調整というのは何らなかったんでしょうか。

**○委員長（中村美穂委員）**

栗山理事。

**○住民福祉部理事（栗山浩二君）**

今回の条例改正の中身であります。粗大ごみ券の戸別回収にかかる処理手数料でございます。粗大ごみの戸別回収については長与町独自で実施している事業でありまして、基本額が大ききによって500円と1,000円と2種類ございまして、その分が消費税の改正に伴って手数料の額が変更になるということでございます。御指摘の時津町の方が、この粗大ごみの収集を実施しておりませんので、時津町は改正案が上がってないのではないかと考えております。申し添えてお話をさせていただければ、近郊の自治体において、ごみに関するこういった手数料等々については均衡を図るようというふう

な国からの通達等もあっておりますので、料金を値上げをすとか、そういった事案が発生する場合については、近隣の長崎市の状況、時津町の状況等々も情報交換をしている状況でございます。以上でございます。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
まず反対討論はありませんか。  
堤委員。

○委員（堤理志委員）

私は、議案第49号長与町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論を行います。今回の条例改正は消費税率を8%から10%に引き上げる国の方針に基づいて行われる内容であります。各報道機関の調査によりますと、消費税の増税に反対の意見ははまだ根強く、各紙世論調査でも約半数50%は反対の意見を表明しております。また安倍首相のブレーンとして内閣官房参与を務めていた京都大学の藤井教授をはじめ、多くの経済学者財政学者がデフレ脱却が不可能となり、日本経済に深刻なダメージとなるということを警鐘を鳴らしております。消費税が導入されて22年となりますが、消費税の税収はこの間総額で224兆円になりますが、同時期法人3税の減収が208兆円に上ります。消費税は社会保障のためということで導入、増税されてきましたが、その実態は法人税の減税による減収分の補填、穴埋めになってきたというのが現状だと言わざるをえません。財源が不足していると言うのであれば、この間のアベノミクスで利益を上げてきた企業や大株主に応分の負担を求めると言うことが先決であろうというふうに思います。こうした中でこの間、野党は共通政策に合意し、その中で2019年10月に予定されている消費税率の引き上げを中止し、所得、資産、法人の各分野における総合的な税制を公平化を図ることということで合意しております。住民の反対の世論が依然高いこと、そして、この野党の共通政策の立場に、また地方議会から国に対して消費税増税に異議を申し立てると言うことが今重要と考え、消費税増税を容認、追随するこの内容に賛成することができませんので、反対をいたします。

○委員長（中村美穂委員）

次に賛成討論はありませんか。  
次に反対討論はありませんか。  
次に賛成討論はありませんか。  
討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから、議案第49号長与町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

13時まで休憩いたします。

(休憩 11時51分～13時00分)

**○委員長（中村美穂委員）**

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

議案第31号長与町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

中嶋部長。

**○住民福祉部長（中嶋敏純君）**

皆さん、こんにちは。それでは住民福祉部所管になりますが、福祉課の関係で議案第31号長与町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。本議案は、災害弔慰金の支給等に関する法律並びに同法施行令の改正に伴いまして、災害援護資金の貸付けに係る保証人利率及び償還方法を改めるものでございまして、詳しくは担当課長より御説明を申し上げます。よろしく願います。

**○委員長（中村美穂委員）**

細田課長。

**○福祉課長（細田愛二君）**

それでは私の方から、議案第31号長与町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の御説明をさせていただきます。本議案は、災害弔慰金の支給等に関する法律並びに同法施行令の改正に伴いまして、災害援護資金の貸付けに係る保証人利率及び償還方法に関する規定を改めるほか、字句の修正と規定の整理を行うものでございます。まず第1条につきましては字句の修正、そして第4条につきましては災害弔慰金を支給する遺族の範囲に係る規定を整理するものでございます。第6条及び第7条第2項につきましては字句の修正を行いまして、第14条につきましては保証人及び利率に関する規定を整備するものでございます。第1項及び第3項では保証人に関する事。第2項では利率を現行の年3%から、保証人を立てる場合には無利子、保証人を立てない場合には年1.5%と改正をするものでございます。第15条第1項につきましては償還方法に月賦償還を追加しまして、第2項及び第3項につきましては法令並びに本条例改正に伴う規定の整備でございます。附則では、第1項におきまして施行期日を、第2項におきまして経過措置について規定をしているものでございます。以上が今回の改正内容でございます。御審議のほどよろしく願います。

**○委員長（中村美穂委員）**

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

堤議員。

○委員（堤理志委員）

これと同様の条例改正が全国的に出されてるみたいですが、ほかの自治体の事例を見せていただくと、この利率を1%程度でされている所もかなりあるなというふうに見たんですが、1.5%としたその理由と近隣の状況。それからもう少し、1%程度に抑えることができなかつたのかどうか、この辺りはいかがでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○福祉課長（細田愛二君）

まず、今回の条例改正の経緯について御説明をさせていただきます。当初は法律の方で利率については年3%、保証人については保証人を立てなければならないということになっておりました。それで、東日本大震災、その後もまた大きな災害が起きてますが、その際に、どうしても保証人を立てることができない被災者の方がいらっしゃるというようなことがありまして、今回の法と同法施行令の改正になったわけがございます。その東日本大震災のときに国の方が特別措置を定めまして、そのときの内容が保証人を立てる場合には無利子、保証人を立てることができない方については年1.5%の利率での貸し付けを行ったという経緯がございます。それに伴いまして、法の改正によりましてそれぞれの状況に応じて、保証人を立てる有無と、利率については条例で定めるといような改正になっております。今回、この条例改正をするに当たりまして、県内の状況も調べさせていただいております。ただ、これはちょっと3月時点なものですから、まだ未定の所もございましたが、保証人ありで無利子、保証人無しで1.5%としている所と、保証人を立てなければならないけれども利率について無利子というのは、ほぼ同数の8自治体ずつぐらいでした。中には保証人無しで無利子という自治体も1自治体ございましたが、ほぼ半数の所が保証無しの場合は年1.5%というように国の特別措置のときの利率を適用しております。本町におきまして、近隣の長崎市、時津町と被害の状況等については被災の状況であったり、災害の状況も同じような形になるんじゃないかということで、一定揃えるべきかなというのもあったんですが、どうしてもやはり保証人を立てることができない方もいらっしゃるのではないかとということで、基本的には保証人を立てていただくんですが、保証人を立てる方ができない方については、国の特別措置法と同じように1.5%というようにさせていただいた経緯でございます。

○委員長（中村美穂委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

大体の経緯は分かったんですが、今の御説明だと長崎、時津と足並みを揃えたいと思ったけどもという御説明だったんですが、ちなみに長崎市、時津町はどういうふうな対

応をされてるのか。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○福祉課長（細田愛二君）

長崎市と時津町につきましては、長崎市につきましては3月議会で上程をして可決をされております。時津町につきましては6月議会に上程をしているということでお伺いしておりますが、内容につきましては保証人は立てなければならない。利率については無利子とするということで聞いております。

○委員長（中村美穂委員）

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号長与町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について採決をいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

議案第32号長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

中嶋部長。

○住民福祉部長（中嶋敏純君）

それでは、住民福祉部こども政策課所管の議案第32号長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例ということで、議案をお願いいたしております。本議案は、家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。詳しくは担当課長より説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

それでは議案第32号の説明を申し上げます。本議案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。第6条につきましては、3歳以降の受け入れを行う連携施設として、定員が20人以上の企業主導型保育事業又は認可保育所へ移行準備を進めている認可外保育所を新たに連携施設の対象とするものでございます。第45条につきましては、保育所型事業所内保育者について保育施設の規模や保育士配置等の基準が認可保育所と同等であるため、3歳以上の受け入れを行っている場合は連携施設を不要とするものでございます。附則第2条第2項につきましては、家庭的保育者の居宅だけでなく、居宅以外の場所で保育を提供する場合においても食事の提供に関して経過措置を設けるものでございます。また、附則第3条につきましては、連携施設に関する経過措置期間を5年から10年に延長するものでございます。附則では施行日を公布の日からとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ちなみに、今回の条例改正で何か町内で適用になる施設があるのか、それと今後、そういう適用が見込まれる何か予定があるのか。この辺りはいかがでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

現在長与町内には、家庭的保育事業が1つも施設がございません。そして今後家庭的保育事業の認可申請があった場合に、今回の改正の分も含めまして適用をしていきたいなというふうに思っておりますが、現在のところ申請をされるような動きはございませんので、しばらくは認可保育所だけで推移をしていくように考えております。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

字句の使い方の問題なんですけど、第6条の「適用しないことができる」と、改正で「適用しないこととすることができる」、この違いは何なんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

村田課長。



○こども政策課長（村田ゆかり君）

今回、第6条の第4項と第5項の追加をさせていただいておりますが、第4項の最後に「同号の規定は適用しないこととすることができる」というふうになっております。この第4項と規定ぶりを合わせるために、第2項中も同じように「ことができる」を「こととすることができる」というふうに、字句の修正をさせていただいております。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

2枚目の上から5行目、45条の場合は、「連携の確保をしないことができる」、「しないこととすることができる」とは何でならなかったんですか。上との整合ということであればですね。

○委員長（中村美穂委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

第45条につきましては、ここの1カ所だけでございますが、先程の附則第6条につきましては、同じ条項の中に第2項と第4項に「適用しないこととすることができる」ということで2か所ございまして、同じ条項の中で表現をするときに規定ぶりを合わせるようにとの文法上の指示がございましたので、ここは統一させていただいております。

○委員長（中村美穂委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

条項の中の対比と言われますが、条例は全体をもって条例と成すわけなんですね。だから整合を図るということであれば条項が変わってもそういうものにしていくべきものではなかったのかなという感じがするんですね。条の中だけで整合を図る、それでは条間の整合は図らなくていいということに今の説明ではなりかねないと思うんですね。45条は何かを基にして「このようにすることとする」というのは入れなくてもいいんですよという説明があれば、お互い納得すると思いますけれども。条間でも条項の中でも一緒なんですね、全体をもって条例を成すわけです。どういう理由でしょう。

○委員長（中村美穂委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

第45条につきましては「確保をしないことができる」ということで、第6条につきましては、一応、法規の方にも確認をしたんですが、第2項と第4項は規定を合わせるようにということの指示がございまして、規定ぶりを合わせるための改正が必要という見解をいただきましたので、ここは「適用しないこととすることができる」という文言

を追加をさせていただいております。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

1時40分まで休憩いたします。

（休憩 13時24分～13時36分）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

議案第55号長与町水道給水条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

濱水道局長。

○水道局長（濱伸二君）

皆さん、こんにちは。それでは、水道局所管の議案第55号長与町水道局給水条例の一部を改正する条例につきまして、水道課長以下、関係職員により御説明しますので、御審議のほどを賜りますよう、よろしく願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

渡部課長。

○水道課長（渡部守史君）

皆さん、こんにちは。それでは議案第55号長与町水道給水条例の一部を改正する条例につきまして御説明を申し上げます。お手元の方に新旧対照表をお配りさせていただいております。それを見ていただきながら御説明を聞いていただければ、より分かりやすいのではないかと考えております。

今回の改正は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本

的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律による消費税率の引き上げを踏まえた使用料に関する規定の改正並びに水道法の一部を改正する法律による指定給水装置工事事業者の指定に係る更新制度の創設に伴い、所要の改正を行うものでございます。改正内容といたしまして、水道料金を規定しております第22条第1項。加入金を規定しております第28条第1項第1号。分岐料を規定しております第30条第1項第1号及び第2号及びメーター器取付工事費を規定しております第31条につきまして、消費税8%の税込み金額を消費税10%の税込み金額に改正を行うものでございます。また、手数料を規定しております第33条第1項第1号に指定給水装置工事事業者指定更新手数料、1件につき5,000円を徴収する内容を加え、併せて条文の整理を行うものでございます。附則についてでございますが、第1項で本条例の施行期日を、消費税率引き上げに係る改正規定につきましては社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第1条第2号に定める日から施行するものとし、指定給水装置工事事業者の指定に係る更新制度の創設に伴う改正規定につきましては令和元年10月1日としております。第2項では本条例の適用及び経過措置について規定をしております。以上が本議案の説明でございます。これで終了いたします。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（中村美穂委員）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

33条の申請手数料が1万円の分と5,000円の分とあると思うんですが、これに消費税はつかないんですか。

○委員長（中村美穂委員）

渡部課長。

○水道課長（渡部守史君）

手数料につきましては消費税はつかないことと、法律の中で規定をされております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

議案第49号で初めて国の消費税関連の理由があって提案されて聞きましたが、この件では長与町だけということで、改正内容は特定をされていたということで、そういう経過の中で今提案をされているものも含めた、長与町内における消費税関連の議案は、ここで説明を受けるのは初めてなんです。そういうことから、それを踏まえて説明を求

めたいというふうに思うんですが、内容は分かります。8%が10%に上げるというの分かります。これが1つ。国の動向が未だはっきりしていないような状況も、解散も言われているような状況もあるし、これは消費税を上げると大変なことになりかねないというふうな、そういう論評もいろいろあると。ただその政府では、検討の余地はないなんて、そういう発言も今あっているようなんですが、そういう国の動向なり、あるいは近隣からいけば、時津町については今回提案をしてないと、様々な議案を提案をしてないという、そういう状況も耳にしているわけですが、先程言いましたように初めて議論するものですからね。お聞きをしたいというふうに思うんですが、今回提案をするに至った長与町内の庁舎内での意思統一なり、どうして今回出そうということになったのか等含めて、局長会なりあるいは部課長会等でいろいろな議論があったというふうに思うんですけども、その辺りの経過等について説明をいただきたいというふうに思います。

○委員長（中村美穂委員）

渡部課長。

○水道課長（渡部守史君）

確かに議員がおっしゃいますように、今、国の動向がまだ若干不透明なところでございますけれども、まず水道課といたしまして6月の上程を決めたという第1の要因が、当初、10月1日消費税の税率が上がると、濃厚というところで、それを町民の方々に周知をする期間、そして、もし9月議会に上程ということであるならば、9月の広報の掲載に間に合わないというのが、まずございました。そういった中で、庁舎内でも、いつ上程をすべきかということで、関係各所で課長が集まりまして話をしたときに、水道課としては、周知の期間を欲しいので6月に上げたいと意見を申し上げたところ、それならば、もう庁舎内統一して6月に上程しようと。水道課だけ6月に上程するのもどうかということで一括して6月に上程に至ったものと考えております。以上でございます。

○委員長（中村美穂委員）

松林議員。

○委員（松林敏委員）

33条の中で、前は無かった更新手数料というのが、別途追加されてるわけですが、消費税と全く別の問題で、今のタイミングで更新手数料を取ろうということだと思うんですが、更新というのは何年に1回とかそういう業者にとっての負担がどれくらいのものなのか教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

渡部課長。

○水道課長（渡部守史君）

33条の更新手数料の件に関しましては、消費税とは全く別のものございまして、10月1日に施行されます改正水道法の中におきまして、事業者の更新に係る新たな制度が設けられてます。なぜ、そういった制度が設けられたかという背景でございますが、

改正水道法の大きな柱というのが水道事業の基盤の強化。これが結構クローズアップされて、例えば官民連携、広域化というような、そういうのがクローズアップされているんですが、それと別の論点として給水事業者の指定更新制度というのが実は話し合われてきました。その背景というのが、1回指定を受けたら、そのまま何があっても、ずっと指定を受けたままということで、全国的に見れば一部の業者でありますが無届けの工事やずさんな工事ということでトラブルが発生していると。そういった背景がございまして、改正水道法のもう一つの論点として、更新手数料の創設、その更新については、5年間といった形になっております。以上でございます。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

今の関連なんですけど、基本的に消費税と全く関係ないんですよね。ですから、私はちょっと冗談で便乗値上げではないのかというお話をしていたんですが、この5,000円の根拠、それについてもう少し詳しくお願いしたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

渡部課長。

○水道課長（渡部守史君）

更新手数料の根拠は、人件費やその事務にかかる時間などで算定をしているんですが、その算定の根拠としていますが、日本水道協会が厚生労働省の水道課の確認を得て作りましたガイドラインを基に更新手数料の算定をさせていただきました。参考までに県内の約7割が5,000円を考えているようでございます。以上でございます

○委員長（中村美穂委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

そしたら7割にうちの方は準じたということですか。私は消費税だけ上がるのかと思っていましたが、5,000円というのがあったので、ちょっと根拠として少し乏しいなど。今まで何で申請手数料1万円で、更新というのが無かったのか。無かった理由については、さっきその課長から説明を受けましたが、もう少し詳しく説明できますか。

○委員長（中村美穂委員）

渡部課長。

○水道課長（渡部守史君）

手数料、実際どのように算出したかと申し上げますと、まず水道課職員の時間単価を水道局職員の給与と職員数から割り出します。それと、この事務に掛かる時間を算定いたしまして、事務に掛かる事務費、そういったものを含めながら最終的に5,000円ちょっとという形で算定をいたしまして端数は切り捨てさせていただいたところでござ

います。県内の他の水道事業者、まだ4つの事業者は明確に決まってないということで、その4事業者を除いた中で7割の事業者が5,000円というふうに算定をして考えているようで、恐らくこのガイドラインを基に算定して、5,000円という数値に落ち着いたものと考えております。以上でございます。

○委員長（中村美穂委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

そしたら、今までが何だったのかということなんです。今までも、それだけの時間とお金が掛かってたわけなんです。しかしながら、今度この5,000円というのを出したのは、実際に今まではその金額も掛かってたはずなんですよね。それが5,000円という項目が無かったんですね。今回新しくそれを作ったということで、少し便乗値上げ的な感覚を受けていると。そういうことなんです。これは回答結構です。

○委員長（中村美穂委員）

渡部課長。

○水道課長（渡部守史君）

今回の更新手数料については、新たに水道法の中に創設されたものでございまして、新たに5,000円という数字が出てきた形になります。以上になります。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

来年度から水道民営化が始まるというところで、それに伴って徐々に新しい企業がどんどん入ってくるわけですね。それに伴って、このような申請更新手数料というものも抜本的に改正するような形になったんですか。

○委員長（中村美穂委員）

渡部課長。

○水道課長（渡部守史君）

関係ございません。

○委員長（中村美穂委員）

堤議員。

○委員（堤理志委員）

先程から出ております更新手数料1件につき5,000円についてなんですが、先程の御説明の中で、元々であれば1回指定してしまえば、それから永続的にずっと工事ができる。中には例えば無届けであるとか、ずさんな工事であるとかということが発生しかねないということで、今回から5年おきに更新というのが始まるという御説明なんです。そこで、そういった不良な工事やずさんなものを、ないかどうかというチェックするようなことがちゃんとなされるのかどうか。例えば、更新手数料の申請があった段

階で、経営状況であるとか、ずさんなことにならないかどうかをチェックするシステムというのはあるのかと。この辺りはいかがでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

渡部課長。

○水道課長（渡部守史君）

長与町に必ずしも当てはまることでございませぬけれども、先程、全国的に見れば、トラブルとか無届け工事というのがあるというお話をさせていただきましたが、それともう1つ、この更新制度の創設されることによって、いわゆる休眠状態の事業者を水道事業者の方で確認をするということも可能になってきます。実際に、この更新制度が始まりましたら、更新の申請をしていただく時点で、業者の経営状況等や指定に必要な項目を満たしているかどうかということ、更新申請をしていただいた時点で見ることが可能になってくるかと思われまふので、一旦、申請をしてから休眠状態になっている業者など、そういったチェックができるものと考えております。以上でございます。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はございませぬか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず反対討論はありませぬか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

議案第55号長与町水道給水条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論を行います。反対の理由につきましては、議案第49号のところでも述べましたので詳しくは申しませぬが、今回の内容としては消費税の税率を引き上げることに伴っての改正。そして、もう1つは指定給水装置の防止、業者の更新に係る部分であります。この消費税の部分については、やはり国民の反対世論が依然として半数近くの方々が反対をしてるといふ各紙世論調査もあつた。また、野党も5つの野党が連携して、この消費税の増税には反対をしていくといふことは意見を表明しております。こうした野党であるとか、また、国民の半数近い方々が反対だといふ意見を表明しているといふことを、私は地方議会からは是非、国にそういう意見、世論を上げていくべきだといふふうを考えます。したがつて本議案に反対をいたします。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

次に賛成討論はありませぬか。

次に反対討論はありませぬか。

次に賛成討論はありませぬか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号長与町水道給水条例の一部を改正する条例の件を採決いたしま

す。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

**○委員長（中村美穂委員）**

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

本日は、これにて閉会いたします。

なお、明日は定刻9時30分より委員会を再開いたします。お疲れさまでした。

(閉会 14時01分)